

令和3年第1回臨時会

一宮町議会会議録

令和3年11月29開会

令和3年11月29閉会

一宮町議会

令和3年第1回一宮町議会臨時会会議録目次

第1号（11月29日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議会運営委員会委員長の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
閉会の宣告	11
署名議員	13

第 1 回 臨 時 町 議 会 （ 第 1 号 ）

11 月 29 日 （ 月 ）

令和3年第1回一宮町議会臨時会会議録 (第1号)

令和3年11月29日招集の第1回一宮町議会臨時会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は13名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊	
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄	
5番	鵜	沢	清	永	6番	小	安	博	之	
7番	袴	田		忍	8番	鵜	野	澤	一	夫
9番	吉	野	繁	徳	10番	志	田	延	子	
11番	森		佐	衛	12番	藤	乗	一	由	
13番	鵜	沢	一	男						

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町	長	馬	淵	昌	也	副	町	長	川	島	敏	文	
教	育	長	藍	野	和	郎	総	務	課	長	秦	和	範
産	業	観	光	課	長	田	中	一	郎				

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事	務	局	長	諸	岡	昇	書	記	関	谷	智	香	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一		会議録署名議員の指名
日程第二		会期の決定
日程第三	承認第 1号	令和3年度一宮町一般会計補正予算(第4次)の専決処分につき承認を求めることについて
日程第四	議案第 1号	一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第五	議案第 2号	一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第六	議案第 3号	令和3年度一宮町一般会計補正予算(第5次)議定について

日程第七 発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

開会 午前10時03分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢一男君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

最近、新型コロナウイルス感染症も落ち着きを見せております。これもひとえに、町民の皆様お一人お一人の感染防止対策や、ワクチン接種による予防対策のたまものであり、深く感謝を申し上げる次第でございます。

これから寒い季節となり、空気も乾燥してまいりますので、新型コロナやインフルエンザ等のウイルスが拡散しやすくなっています。引き続き、各自がしっかりと感染防止に努められますようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから令和3年第1回一宮町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（鵜沢一男君） ただいまの出席議員数は13名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢一男君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本臨時会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、11番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本臨時会に提案されるものは、専決処分の承認1件、条例の一部改正3件、補正予算1件であります。

よって、会期につきましては本日1日といたしたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（鵜沢一男君） ご苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢一男君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は、既に印刷してお手元に配付をしてあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜沢一男君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長にて指名をいたします。

12番、藤乗一由君、1番、川城茂樹君、以上の両名にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢一男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定をいたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 日程第3、承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案つづりの1ページをお開きください。

承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

本件につきましては、専決処分に付しましたので地方自治法の規定により承認を求めるものでございます。

2ページをご覧ください。

今回の、令和3年度一宮町の一般会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ403万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ47億8,843万5,000円とするものでございます。

内容についてご説明いたしますので、まず、歳出からご説明いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

9ページの説明欄でご説明いたします。本件につきましては、本年10月1日の台風16号による被害に対応するものでございます。

初めに、一番上のコミュニティ施設管理運営費50万6,000円につきましては、東浪見コミュニティセンターの軒裏の換気孔が風により破損したため、修繕したものでございます。

次の農業生産基盤整備事業につきましては、29万1,000円でございますが、船頭給地先の排水路が壊れたことにより、復旧工事をしたものでございます。

災害対応費につきましては、職員の時間外手当17万7,000円でございます。これは災害に伴って出勤した職員の時間外勤務手当でございます。

次の東浪見小学校管理運営事業200万5,000円につきましては、渡り廊下の屋根が風により破損したため、修繕したものでございます。

次の一宮小学校給食事業14万3,000円につきましては、給食室の建物のトップライト部分、そちらのパネルが脱落したものを修繕したものでございます。

一番下の学校管理運営事業につきましては、中学校の特別教室棟の屋根部分、雨樋のカバーが脱落したものを復旧したもので、91万2,000円の増額でございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページ、7ページをご覧いただきたいと思えます。

今回の歳入につきましては、前年度繰越金403万4,000円を全額充てるものでございます。

説明は以上です。

○議長（鶴沢一男君） ご苦労さまでした。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、承認第1号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第4次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢一男君) 次に、日程第4、議案第1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案つづりの14ページをお開きください。

議案第1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件につきましては、人事院勧告による一般職の給与改定に伴い改正するものでございます。主な内容は、年間の期末手当を0.15月分引き下げるものでございます。

第1条でございますが、こちらにつきましては、令和3年12月期の期末手当を100分の15減額する内容でございます。

第2条につきましては、令和4年度以降、6月期と2月期、2期合わせて100分の15月分減額するという内容でございます。

第1条につきましては、公布の日から施行いたします。第2条につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長(鶴沢一男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢一男君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第1号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢一男君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢一男君) 次に、日程第5、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長(秦 和範君) それでは、議案つづりの15ページをお願いいたします。

議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
ご説明いたします。

本件につきましては、8月10日、人事院勧告に基づきまして、期末手当の支給月数を0.15
月分引き下げるものでございまして、10月11日に千葉県人事委員会からも同様の勧告が出さ
れてございます。

第1条でございますが、先ほどの特別職と同じなのですが、令和3年12月期の期末手当に
ついて、一般職は100分の15月を減ずるものでございます。また、再任用職員については100
分の10月分減ずるものでございます。

第2条でございますが、こちらは令和4年度以降の6月期と12月期の2期分合わせて100
分の15月を減ずるものでございまして、再任用も2期分合わせて100分の10月減ずるもので
ございます。

第3条につきましては、16ページになりますが、この規定につきましては特定任期付職員、
特定任期付職員というのは弁護士であるとか公認会計士などの職種でございますが、本町で
は該当がございませんが、こちらにつきましては本年12月期の期末手当を100分の10月分減
ずるもの。

それから、第4条では、令和4年度以降、6月期と12月期、2期で100分の10月減ずるも
のでございます。

本条例につきましては、公布の日から施行いたしますが、第2条と第4条の規定は、令和

4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第2号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第6、議案第3号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秦総務課長。

○総務課長（秦 和範君） それでは、議案第3号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの18ページをお願いいたします。

令和3年度一宮町の一般会計補正予算（第5次）は、次に定めるところによると。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ773万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,616万6,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出からご説明をいたします。

議案つづりの24ページ、25ページをお願いいたします。

本件につきましては、観光振興事業の工事請負費を773万1,000円増額するものでございま

す。こちらにつきましては、本年度当初予算に計上され、10月27日に入札を執行したところでございますが、辞退など不調と終わったため、設計を精査したところ、一部工法に変更が生じたため、増額の補正をするものでございます。2か所のトイレ、南側と北側のトイレ合わせて773万1,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、22ページ、23ページをお願いいたします。本件に関する財源につきましては、前年度繰越金773万1,000円を充てるものでございます。説明は以上でございます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、議案第3号 令和3年度一宮町一般会計補正予算（第5次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢一男君） 次に、日程第7、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者8番、鵜野澤一夫君。

○8番（鵜野澤一夫君） それでは、提案理由のご説明をさせていただきます。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたしま

す。

令和3年11月29日提出。

提出者、一宮町議会議員、鵜野澤一夫。賛成者、一宮町議会議員、志田延子、森 佐衛、吉野繁徳、内山邦俊、川城茂樹。

一宮町議会議長、鵜沢一男様。

人事院及び千葉県人事委員会では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う景気減速などを背景に、民間事業所で支払われた賞与などの特別給が、公務員の期末勤勉手当の年間支給月数を下回っていることから、引下げを行うよう勧告がありました。

町ではこれを受け、一般職と特別職の期末手当の引下げが先ほど提案され、可決したところです。

我々の議員報酬については、報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当などの支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて改正を行ってきたところであります。

今回の勧告では、民間の期末手当が4.32ヶ月に対し、我々は4.45ヶ月であり、この差を是正するため、特別職同様に0.15ヶ月分の引下げを提案するものです。

それでは、次のページをご覧くださいと思います。

改正内容ですが、第1条は、本年度の12月期末手当の支給率を100分の222.5から100分の207.5に改めるもので、年間の支給月数として、現在の4.45ヶ月分から4.30ヶ月分に引き下げ改正するものです。

第2条は、令和4年度からの支給率を6月、12月とも同率の100分の215.0に改めるものです。年間の支給月数としては、令和3年度も令和4年度以降も4.30ヶ月分に変更はありません。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するもので、ただし、第2条の規定については、令和4年4月1日からの施行になります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢一男君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢一男君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鶴沢一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢一男君） 以上で本臨時会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第1回一宮町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時25分